

## 佐賀県告示第 50 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 7 年 3 月 15 日に失効する。

令和 7 年 3 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1S-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 N-メチル-N-プロピルトリプタミン（通称名：MPT、Methylpropyltryptamine）及びその塩類
- (3) 化学名 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene）及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。